

「精神科新病棟建設に伴う市立札幌病院新パワー
アッププランの収支計画等の見直し（案）」
に対する意見募集の結果について

平成 22 年（2010 年）4 月
札幌市病院局経営管理部経営企画課

市政等資料番号 01-T01-09-1583

意見募集期間

平成22年2月15日(月)から3月16日(火)まで(30日間)

資料配布場所

- ・ 市役所本庁舎(市政刊行物コーナー)
- ・ 病院局経営管理部経営企画課
- ・ 病院局経営管理部静療院庶務課
- ・ 各区役所総務企画課広聴係
- ・ 各まちづくりセンター
- ・ 市立札幌病院ホームページ

意見募集の結果

(1) 提出状況

提出者数	8人(団体含む)
意見件数	9件

(2) 提出方法

郵送	4人
ファックス	3人
ホームページ	1人

ご意見の概要とそれに対する本市の考え方

ご意見の概要とそれに対する本市の考え方は別紙のとおりです。

なお、お寄せいただいたご意見につきましては、今後、病院運営の参考にさせていただきますが、原案の修正はありません。

【ご意見の概要とそれに対する本市の考え方】

番号	意見の概要	本市の考え方
1	<p>新病棟で行われる専門性の高い高度な医療を継続的に提供していくためには、医師の安定的な確保が必要となるが、限られた札幌市の財源、大学医局からの医師派遣の限界という現状がある。</p> <p>そこで、市立病院に応募する研修医が増えるような、ユニークで魅力ある研修プログラム、具体的には、新病棟での精神科救急医療と精神科身体合併症医療や、昨年私が提案した静療院跡地に医療観察法病棟を設置しての司法精神科医療、さらには児童診療センターでの児童精神科医療のローテートを提供してはどうか。</p> <p>なお、札幌市に医療観察法病棟が必要という、昨年の私の見解に変わりはない。 (1件)</p>	<p>研修医に対する研修プログラムにつきましては、ご意見も参考にさせていただき、検討してまいります。</p> <p>なお、「医療観察法」の指定入院医療機関の指定対象は、国又は都道府県が設置する病院に限られており、現状では札幌市が設置主体となることはできないものと考えております。</p> <p>また、静療院成人部門の本院移転後の静療院施設の活用につきましては、全市的な観点で検討してまいります。</p>
2	<p>静療院成人部門を統合し、精神科救急・合併症医療を札幌市として取り組んでいく事については賛成だが、静療院の跡地については、「医療観察法」に基づく入院及び通院医療に係る事業の実施を見据えた検討をしていただきたい。</p> <p>法律上の設置主体の問題はあるが、メリットとして、現静療院の部門及び職員を活用できる、国からの要請を受けることで、設備及び運営上の一定期間の補助が得られ、札幌市の予算繰入が安価で済み安定的運営が保障される、等があると思う。</p> <p>医療観察法の対象患者の入院施設が北海道にないことにより、遠方での入院医療を余儀なくされ、地元への社会復帰に向けた治療の継続が担保されない現状にある。 (2件)</p>	<p>「医療観察法」の指定入院医療機関の指定対象は、現行法令上、国又は都道府県が設置する病院に限られており、現状では札幌市が設置主体となることはできないものと考えております。</p> <p>なお、静療院成人部門の本院移転後の静療院施設の活用につきましては、全市的な観点で検討してまいります。</p>

番号	意見の概要	本市の考え方
3	<p>精神科身体合併症患者等への対応の必要性は理解できるが、精神疾患のみに苦しむ患者は数多く、すべてを民間病院に押し付けることは、市としての責任を果たしていないと考える。数多くの精神科患者のために、静療院成人部門を存続するよう再検討して欲しい。</p> <p>自殺者をださないまちづくりを心より願う。 (3件)</p>	<p>札幌市内には精神病床を有する病院が多数存在しておりますが、精神科の単科病院が殆どであり、精神科救急や身体合併症を持つ患者さんの対応が難しいという現状にあります。そこで、静療院成人部門を本院（市立札幌病院）に統合し、これら患者さんへの医療提供を行うこととしたものでありますが、今後とも他の精神科医療機関と連携し、本市の精神科医療の充実に努めてまいります。</p>
4	<p>精神科身体合併症患者のための本院病棟建設は良いことだと思うが、現在の静療院の入院患者や外来通院者、デイケアの患者がどうなるのか心配している。</p> <p>入院患者の中には受入先の無い患者もあり、またデイケアは回復期の患者には不可欠と考える。</p> <p>入院患者やデイケア利用者の居る場を（統合後の）本院に与えて欲しい。 (2件)</p>	<p>現在の入院患者さんや外来通院患者さんについては、統合後の本院で治療継続が必要な方を除いて、地域の医療機関へご紹介させていただく予定であります。</p> <p>また、統合後においては、市立病院で一定の治療後、地域の医療機関に転院する場合が多くなると見込んでおり、デイケアを行うことは考えておりません。</p>
5	<p>プランの果たすべき役割に「がん治療の質の確保・向上」があるが、がん医療の質的向上を標榜する上では緩和医療の充実は不可欠であり、体制の整備を考えるべきである。</p> <p>札幌市内には緩和病棟を持つ医療機関が5ヶ所あるが、北区・南区・西区には設置医療機関がなく、緩和病棟に対するニーズがある。</p> <p>プランでは病床数を75床削減しているが、このうちの25床程度を減らさずに緩和病棟用に振り向けることを提案したい。 (1件)</p>	<p>市立札幌病院は、地域がん診療連携拠点病院として、がん治療で入院されている患者さんに対して、緩和ケアチームによるがんの身体的痛みや不安などの精神症状に対する緩和医療を行っています。</p> <p>緩和ケア病棟については、当院で終末期を迎える患者さんもあり、市内に緩和ケア病床が少ないことなど、その必要性は認識していますが、病棟の設置には、設置要件や場所、医療従事者の確保、費用などの課題があります。</p> <p>今後、病棟の設置も含め、当院が終末期医療にどう取り組むべきか、緩和医療のあり方について検討してまいります。</p>

(注) お寄せいただきましたご意見は、その趣旨を損なわない程度に取りまとめ、要約して示しております。